

平成21年度第1回入札監視委員会議事概要

開催日時及び場所	平成21年9月30日(水) 海上保安庁会議室	
委員	委員長	平野 廣 和 ;中央大学総合政策学部教授
	委員	杉本 洋 文 ;東海大学工学部教授
	委員	伊藤 文 夫 ;弁護士
抽出案件	<備考> 委員会開催にあたり 委員長に平野 廣和 委員 を選任した。	
工事(小計)		2件
一般競争		2件
公募型及び工事希望型指名競争		-
指名競争		-
随意契約		-
建設コンサルタント業務等		2件
物品又は役務等	4件	
合 計	8件	
委員からの意見・質問、それに対する海上保安庁の回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

別 紙

委 員	海 上 保 安 庁
<p>1. 入札・契約手続の運用状況及び指名停止運用状況並びに入札結果等 (質問等なし)</p>	
<p>2. 抽出事案の審議</p> <p>①鋼管杭製造工事<工事；一般競争契約> 製管工事というあまり難しい工事ではないのに短納期であったため、応札者が2者だったのではないか。</p> <p>発注にあたっては市場の動向を調査するなどして十分な工期を設定すること。</p>	<p>事前に市場調査を実施し、履行可能業者が県内に1者、県外に1者ということだったので、競争参加資格を広げて多数の参加を見込んだが、結果として2者となったもの。</p>
<p>②四日市港防波堤灯台ほか2件機器改良改修工事<工事；一般競争契約></p> <p>落札率が99.3%、業者がそこまで近い価格で落札することは可能なのか。</p> <p>予定価格と落札金額が近似値で高落札率のいい事例なので、予定価格と契約後の業者の見積を比較し、次回の委員会で報告すること。</p>	<p>予定価格の根拠となる工事費内訳の積算においては、当庁の積算基準に基づき、経费率等は国土交通省土木工事標準積算基準書電気通信編を採用して積算を行っているが、この基準は一般にも市販されていることから、契約率が近似値となることは十分有り得るものと考えます。</p> <p>調査を行い、次回の委員会で報告する。</p>

<p>③海上保安学校土質調査<建設コンサルタント；一般競争契約></p> <p>追加調査を実地しているが、その内容はどのようなものか。</p> <p>本件はボーリング調査なので、比較的価格がはっきりしやすいもので、2者による一般競争により価格が下がったという意味で良い例として抽出した。</p>	<p>想定した土質で定めた原仕様の機械ボーリングの掘進長及び標準貫入試験回数に対して、実際の土層に応じて必要となった掘進長及び貫入試験回数に変更を行ったもの。</p>
<p>④訓練施設整備調査設計<建設コンサルタント；一般競争契約></p> <p>低入札調査を実施していますが、その結果はどうだったのか。</p> <p>長期にわたり使用するものなので、用途やランニングコストの面から構造をどうするのか、あるいは価格が妥当であるのかということについては、第三者、例えば国土交通省本省の専門的な知識を有する者の助言を求め等の方策が必要ではないか。</p>	<p>本件の落札者は大阪の業者で、入札に同行した大阪事務所長から聞き取りを行い、また必要な書類の提出を受けた。</p> <p>調査の結果、同社は過去に設計した同種・類似の製作図面等の蓄積データを有し、また、北近畿地方の市場基盤固めとして、是が非でも落札したいとの経営戦略も関係しているとのことであった。</p> <p>地方整備局等を活用することを検討する。</p>

<p>⑤陸上通信所操縦通信装置 1 式製造<物品；一般競争契約></p> <p>コンピュータなどはだいぶ古い。</p> <p>古い装置があるからといってレベルを落とさずとも、そのデータを変換する装置さえ開発すれば済む。そういう設計は出来るはず。</p> <p>ハードはハードで購入して、ソフトは設計開発させて全部買い取ってしまう、そういう発注のやり方もある。</p>	<p>古い製品も使わなければならない理由もある。遠隔制御する通信機器は古いものが多く、FS 信号というアナログ信号で制御されているものがあり、その制御装置をそのまま製造してもらってる。</p> <p>最新技術であれば IP 化など取り入れられるが、それができない部分がある。</p> <p>それらも考慮しているが、なかなかうまくいかないのが現実。</p> <p>検討する。</p>
<p>⑥WIPER MOTOR 2 個ほか 9 点整備<役務等；一般競争契約></p> <p>⑦SERVO CYLINDER 4 個ほか 5 点整備<役務等；随意契約></p> <p>⑧HSI 3 個ほか 5 点整備<役務等；随意契約></p> <p>なぜ、契約を 3 つに分けているのか。</p>	<p>そもそも航空機部品の整備については、一般競争では、不具合箇所を特定するために分解整備を行い、随意契約では、不具合箇所を修理するために組立整備を行う。</p> <p>このため、分解してみないと不具合箇所が特定できず、組立についても、取替える部品の調達に時間を要するため、分解と組立をまとめて契約することは困難なので分けて行っている。</p>

<p>請負業者と同等の仕事ができる会社はないのか。</p> <p>対応できる業者が1者しかいないのであれば、その1者と随意契約すれば良いのではないか。その方が価格交渉もしやすいと思う。</p>	<p>航空法による認定事業者は、他にも存在するが、メーカーと提携して、メンテナンスマニュアル、オーバーホールマニュアルを入手することとなっており、国内でこの部品の修理ができるのはいまのところ請負業者のみ。</p> <p>検討する。</p>
<p>審議のまとめ</p> <p>入札・契約手続きに関しては概ね適正に行われていたと判断。</p>	